

○浦添市水道事業給水条例

昭和47年 5 月14日

条例第55号

改正 昭和49年 3 月30日条例第 8 号
昭和50年 4 月 1 日条例第12号
昭和50年 6 月30日条例第19号
昭和51年 3 月31日条例第14号
昭和52年12月27日条例第27号
昭和54年 3 月31日条例第 5 号
昭和57年 3 月30日条例第 9 号
昭和58年 3 月30日条例第16号
昭和60年 3 月29日条例第 5 号
昭和60年 9 月30日条例第20号
昭和61年 6 月20日条例第24号
昭和62年 3 月25日条例第 8 号
昭和63年 3 月31日条例第18号
昭和63年12月22日条例第26号
平成 2 年 3 月27日条例第10号
平成 3 年12月27日条例第31号
平成 5 年 9 月30日条例第17号
平成 8 年 3 月21日条例第 9 号
平成 9 年 7 月15日条例第16号
平成10年 1 月 9 日条例第 1 号
平成12年 3 月31日条例第 2 号
平成13年 3 月29日条例第10号
平成14年12月21日条例第45号
平成19年12月25日条例第36号
平成25年12月20日条例第41号
平成29年12月20日条例第38号
平成31年 3 月26日条例第 9 号
令和元年 6 月26日条例第 2 号
令和元年12月19日条例第34号
令和 2 年12月18日条例第44号

注 平成29年12月から改正経過を注記した。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第9条）
- 第3章 給水（第10条—第18条）
- 第4章 料金及び手数料（第19条—第27条）
- 第5章 管理（第28条—第34条）
- 第6章 各戸検針及び各戸徴収（第34条の2—第34条の4）
- 第7章 貯水槽水道（第35条・第36条）
- 第8章 補則（第37条）

附則

第1章 総則

（条例の目的）

第1条 この条例は、浦添市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 浦添市水道事業の給水区域は、浦添市の全区域とする。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者 水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。
- (2) 給水装置 需要者に水を供給するために、管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (3) 流末装置 受水槽以下に設けられた給水管及び給水用具をいう。
- (4) 共同住宅等 一の給水装置から供給する住宅戸数が4戸以上の建物(店舗又は事務所が併設する建物にあつては、住宅戸数が6割以上の建物)をいう。
- (5) 市メーター 市の所有する水道メーターをいう。
- (6) 検針メーター 管理者が使用水量の検針を行う水道メーターをいう。
- (7) 消費税等相当額 消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額を加えた額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をいう。

(平29条例38・全改、平31条例9・一部改正)

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の5種類とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1か所で専用するもの
- (2) 連合専用給水装置 1個の市メーターにより2戸(世帯)以上で連合して使用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの
- (4) 船舶給水栓 船舶用に使用するもの
- (5) 臨時給水栓 工事、興行及び売店等短期間臨時に使用するもの

(平29条例38・一部改正)

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認め たものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から検針メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から検針メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(平29条例38・旧第7条の2繰下・一部改正)

(給水装置の変更等の工事)

第9条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第10条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、当該給水を制限し、又は停止しない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても市は、その責を負わない。

(給水契約の申込)

第11条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第12条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第12条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) 給水装置を共用する者

(3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(使用水量の計量)

第13条 使用水量は、市メーターにより計量する。ただし、管理者が別に定める規程の規定に該当するときは、市以外のメーターにより計量できるものとする。

(平29条例38・全改)

(市メーターの設置)

第13条の2 市メーターは給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者は、使用水量を計量するため特に必要があると認めるときは、流末装置に市メーターを設置することができる。この場合において、市メーターの位置は流末装置の所有者と協議した上で、管理者が定める。

(平29条例38・追加)

(市メーターの貸与)

第14条 市メーターは管理者が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは、給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。

- 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもって市メーターを管理しなければならない。
- 3 保管者が前項の管理義務を怠ったために、市メーターを亡失又は損傷した場合はその損害額を弁償しなければならない。

(平29条例38・一部改正)

(水道の利用中止、変更等の届出)

第15条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用をやめるとき。
 - (2) 用途を変更するとき。
 - (3) 消防演習に私設消火栓を利用するとき。
 - (4) 連合専用給水装置の適用を受けるとき。
- 2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
 - (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
 - (3) 消防用として水道を利用したとき。
 - (4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の利用)

第16条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか利用してはならない。

- 2 私設消火栓を消防の演習に利用するときは、管理者の指定する市職員の立会を要

する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第17条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合のほか、管理者は必要があると認めるときは、随時検査を行い、修繕その他必要な措置を命ずることができる。

3 前2項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

4 第1項及び第2項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第18条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の納付義務)

第19条 水道使用者等は、水道料金（以下「料金」という。）を納付しなければならない。

(料金)

第20条 料金は、1月について次の表の基本料金と超過料金との合計額に消費税等相当額を加えた金額とする。

用途別	基本水量	基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）
家事用	8立方メートルまで	850円	9～20 175円
			21～30 185円
			31～50 195円
			51以上 210円
営業用	10立方メートルまで	1,200円	11～50 210円
			51～200 225円
			201～500 235円

			501以上 270円
官公署用	10立方メートルまで	1,100円	11～100 210円 101～500 225円 501～1,000 240円 1,001以上 275円
浴場用	100立方メートルまで	6,000円	101以上 100円
臨時用	1立方メートルにつき 500円		
連合用	1戸（世帯）あたりの料金は、家事用を適用する。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は、各戸（各世帯）均等に使用したものとみなす。		
船舶用	1立方メートルにつき350円		

付記

- 1 家事用とは主として家庭用として水道を使用する場合をいう。
 - 2 営業用とは営業又は営業に付随する用に水道を使用する場合をいう。
 - 3 浴場用とは一般公衆浴場営業の用に水道を使用する場合をいう。
 - 4 官公署用とは、官公署、学校、公共団体及びこれらに準ずる用に水道を使用する場合をいう。
 - 5 臨時用とは、工事、興行、売店等短期間臨時に水道を使用する場合をいう。
 - 6 連合用とは、1個の市メーターにより2戸（世帯）以上で連合して水道を使用する場合をいう。
 - 7 船舶用とは、船舶用に水道を使用する場合をいう。
- 2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第111号）第7条第1項各号に掲げる者及び外国領事館等に給水する水道の料金については、基本料金と超過料金の合計額とする。

（平29条例38・平31条例9・一部改正）

（料金の算定）

第21条 管理者は、隔月の定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。）に使用水量を計量し、その使用水量をもって、その計量した日の属する月分及びその前月分の料金を算定する。この場合において、使用水量は各月均等とみなす。

- 2 管理者は前項の規定にかかわらず必要があると認めたときは、定例日以外の日
に使用水量を計量し、その使用水量をもって料金を算定することができる。

(使用水量及び用途の認定)

第22条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を
認定する。

- (1) 市メーターに異常があったとき。
- (2) 料金の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。

(平29条例38・一部改正)

(特別な場合における料金の算定)

第23条 第21条の規定による料金算定の基準となる月の中途において、水道の使用を
開始し、休止し、又は廃止したときの料金は、1月分としてこれを算定する。

- 2 料金算定の基準となる月の中途において、給水の用途を変更したときの料金は、
使用日数の多い方の用途の料金により、これを算定する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第24条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、給水工事検査前に管
理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がな
いと認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の概算料金は、水道の使用を廃止したときは精算する。

(料金の徴収方法)

第25条 料金は、浦添市水道事業給水条例施行規程（昭和47年水道事業管理規程第10
号）に定める様式を発行し、自主納付又は口座振替納付の方法により隔月徴収する。
ただし、管理者は必要があると認めたときは、毎月又は随時に徴収することができ
る。

- 2 前項の規定によって徴収する料金の納付期限は、検針日の属する月の翌月の20日
とする。

(令元条例34・一部改正)

(水道利用加入金)

第25条の2 給水装置の新設又は改造（検針メーターの口径を増すときに限る。）の
申込みをしようとする者は、次の表に掲げる区分に消費税等相当額を加えた額の水
道利用加入金（以下「加入金」という。）を管理者に納付しなければならない。た
だし、改造するときの加入金の額は、新口径に係る加入金の額と旧口径に係る加入
金の額との差額とする。

検針メーター口径	加入金
13ミリメートル	10,000円
20ミリメートル	29,000円
25ミリメートル	46,000円
40ミリメートル	141,000円
50ミリメートル	214,000円
75ミリメートル	520,000円
100ミリメートル	880,000円
150ミリメートル以上	1,936,000円

2 加入金は、工事検査前に納付しなければならない。

3 既納の加入金は還付しない。ただし、工事の申込みの取消し、設計の変更等管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(平29条例38・平31条例9・一部改正)

(手数料)

第26条 手数料は、次の各号に定めるとおりとし、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、申込み後、徴収することができる。

(1) 設計審査手数料

給水管の口径	単位	金額
13ミリメートル	1件につき	300円
20ミリメートル	1件につき	500円
25ミリメートル	1件につき	600円
40ミリメートル	1件につき	1,200円
50ミリメートル	1件につき	1,800円
75ミリメートル	1件につき	4,000円
100ミリメートル	1件につき	7,400円
150ミリメートル以上	1件につき	10,600円

(2) 工事検査手数料

給水管の口径	単位	金額
13ミリメートル	1件につき	1,200円
20ミリメートル	1件につき	1,300円
25ミリメートル	1件につき	1,700円

40ミリメートル	1件につき	2,500円
50ミリメートル	1件につき	3,200円
75ミリメートル	1件につき	5,800円
100ミリメートル	1件につき	9,900円
150ミリメートル以上	1件につき	14,100円

(3) 指定給水装置工事事業者登録手数料 1件につき 11,000円

(4) 指定給水装置工事事業者更新手数料 1件につき 11,000円

(5) 指定給水装置工事事業者証再発行手数料 1件につき 1,000円

(6) 第29条第2項の確認をするときは、第2号に規定する手数料に準ずる額
(令元条例34・一部改正)

(料金、加入金、手数料等の軽減又は免除)

第27条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第28条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示し、又はその措置をしない場合において、管理者がその措置をすることができる。

2 前項の措置に要する費用は、その水道使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第29条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(令元条例34・一部改正)

(給水の停止)

第30条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道利用者等が、第20条の料金、第26条の手数料、第17条第3項に規定する修繕費その他この条例に規定する費用を指定期限内に納付しないとき。
- (2) 水道利用者等が、正当な理由がなく、第21条の使用水量の計量又は第28条の検査を拒み、若しくは妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第31条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ給水装置の利用者がいないとき。
 - (2) 給水装置が使用休止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。
- (督促手数料、延滞金及び還付加算金)

第32条 第20条の料金を納期限までに納付しない者がある場合は、納期限を指定して督促をしなければならない。

- 2 前項の規定により督促を受けた者が料金を納付するときは、第25条第2項の納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納金（その額が1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて得た額に相当する延滞金（その額に100円未満の端数があるとき、又はその総額が500円未満であるときは、これを切り捨てる。）を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金については、督促の納期限内に料金を納付した者は免除するものとする。
- 3 第20条の料金の未納者に対する督促手数料は100円とする。
- 4 管理者は、過誤納金を還付する場合においては、過誤納金通知書により、その旨を還付しようとする者に通知しなければならない。
- 5 過誤納金納付者は、過誤納金を請求しようとするときは、前項による通知書を提出しなければならない。
- 6 管理者は、過誤納金を還付するときは、その納付の日の翌日から還付を決定した日までの期間の日数に応じ、還付すべき金額（その額が1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年7.3パーセントの割合を乗じて得た額に相当する還付加算金（その額に100円未満の端数があるとき、又はその総額が500円未満であるときは、これを切り捨てる。）を、加算して還付しなければならない。

(過料)

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく、第13条の2第1項の市メーターの設置、第21条の使用水量の計量、第28条の検査又は第30条の給水の停止を拒み又は妨げた者
- (3) 第17条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(平29条例38・一部改正)

(料金を免れた者に対する過料)

第34条 市長は、詐欺その他不正な行為によって、第20条の料金又は第26条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第6章 各戸検針及び各戸徴収

(平29条例38・追加)

(準用)

第34条の2 第5条、第7条、第25条の2及び第33条第1号の規定は、流末装置を有する共同住宅等の所有者が各戸検針及び各戸徴収の契約を管理者と締結するときに準用する。この場合において、これらの規定中「給水装置」とあるのは「流末装置」と、第7条第1項及び第2項中「給水装置工事」とあるのは「流末装置工事」と読み替えるものとする。

(平29条例38・追加)

(契約の締結)

第34条の3 共同住宅等の所有者が各戸検針及び各戸徴収を管理者に委託するときは、各戸検針及び各戸徴収の契約を締結し、別に定める加入金を納付しなければならない。

- 2 前項の規定による契約の締結後において、当該建物の所有者に変更が生ずるときは、新所有者は管理者と再契約をしなければならない。この場合において、新所有者は再契約を締結するまでの間は、旧所有者の契約上の地位を承継するものとする。

(平29条例38・追加)

(契約の解除)

第34条の4 各戸検針及び各戸徴収の契約により管理者が当該契約を解除したときは、

その後の給水契約の用途は連合用とする。ただし、管理者が認めるときは、この限りでない。

(平29条例38・追加)

第7章 貯水槽水道

(平29条例38・旧第6章繰下)

(市の責務)

第35条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めたときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第36条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第8章 補則

(平29条例38・旧第7章繰下)

(委任)

第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の規定は、昭和47年5月15日から施行する。

(経過措置)

2 浦添市水道事業給水条例（1961年条例第2号。以下「旧条例」という。）第8条の規定によって、昭和47年5月14日までに工事申込みした者に対する費用の負担は、なお、従前の例による。

(旧条例の廃止)

3 旧条例は、廃止する。

(延滞金及び還付加算金の割合の特例)

- 4 当分の間、第32条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。以下同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(令2条例44・一部改正)

- 5 当分の間、第32条第6項に規定する還付加算金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の還付加算金特例基準割合（平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該還付加算金特例基準割合とする。

(令2条例44・一部改正)

- 6 前2項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金及び還付加算金の額の計算において、前2項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは年0.1パーセントの割合とする。

(令2条例44・追加)

附 則（昭和49年3月30日条例第8号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、改正後の第20条の規定は、昭和49年4月分の料金から適用する。

附 則（昭和50年4月1日条例第12号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年6月30日条例第19号）

この条例は、昭和50年7月1日から施行し、昭和50年7月分の料金から適用する。

附 則（昭和51年3月31日条例第14号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年12月27日条例第27号）

この条例は、昭和53年1月1日から施行し、昭和53年1月分の料金から適用する。

附 則（昭和54年3月31日条例第5号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年 3 月30日条例第 9 号）

この条例は、昭和57年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第20条の規定は、昭和57年 5 月分の料金から適用する。

附 則（昭和58年 3 月30日条例第16号）

- 1 この条例は、昭和58年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の条例第32条の規定は、昭和58年 4 月 1 日以降に発した督促状から適用し、同日前に発したものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和60年 3 月29日条例第 5 号）

- 1 この条例は、昭和60年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の条例第32条第 2 項の規定は、昭和60年 2 ・ 3 月分の料金から適用し、昭和60年 1 ・ 2 月分以前の料金については、なお、従前の例による。

附 則（昭和60年 9 月30日条例第20号）

この条例は、昭和60年10月 1 日から施行し、料金については、昭和60年 9 ・ 10月分から適用する。

附 則（昭和61年 6 月20日条例第24号）

この条例は、昭和61年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和62年 3 月25日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年 3 月31日条例第18号）

この条例は、昭和63年 4 月 1 日から施行し、昭和62年度の給水装置工事の申し込みにかかる加入金については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年12月22日条例第26号）

この条例は、昭和64年 1 月 1 日から施行し、昭和63年12月及び昭和64年 1 月分の料金から適用する。

附 則（平成 2 年 3 月27日条例第10号）

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年12月27日条例第31号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第20条第 1 項の改正規定は、平成 4 年 6 月分の料金から適用する。

附 則（平成 5 年 9 月30日条例第17号）

この条例は、平成 5 年11月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月21日条例第 9 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 7 月 15 日 条例第 16 号）

この条例は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 1 月 9 日 条例第 1 号）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日 条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年 3 月 29 日 条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 12 月 21 日 条例第 45 号）

この条例は、平成 15 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 25 日 条例第 36 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 20 日 条例第 41 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条第 1 項及び第 25 条の 2 第 1 項の改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の浦添市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第 20 条第 1 項の規定は、平成 26 年 6 月検針分の料金から適用し、同年 5 月検針分以前の料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第 25 条の 2 第 1 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後の申込みに係る水道利用加入金について適用し、同日前までの申込みに係る水道利用加入金については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例附則第 4 項及び第 5 項の規定は、延滞金及び還付加算金のうち平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 12 月 20 日 条例第 38 号）

改正 令和元年 6 月 26 日 条例第 2 号

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前にこの条例による改正前の浦添市水道事業給水条例の規定により共同住宅等としてなされた処分、手続その他の行為は、改正後の浦添市水道事業給水条例（以下「改正後条例」という。）の規定により第3条第4号に規定する共同住宅等としてなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(適用区分)

3 この条例の施行の際、次の各号のいずれかに該当する建物は、この条例の施行の日から3年間は、改正後条例第34条の2で準用する第5条の規定は適用しない。

(1) 用途別が連合で契約されている建物(過去に特殊集団住宅(管理者と所有者が、各戸検針及び各戸徴収契約を締結した共同住宅等をいう。次号において同じ。)であった建物を除く。)

(2) 特殊集団住宅における水道に関する契約をした者のうち、子メーター(各戸検針及び各戸徴収の契約を締結する各戸(共用栓及び散水栓を含む。)に設置する市メーターをいう。)の検定有効期限が令和4年4月以降の建物

(令元条例2・一部改正)

附 則 (平成31年3月26日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年6月26日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年12月19日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年12月18日条例第44号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の附則第4項から第6項までの規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金及び還付加算金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金及び還付加算金については、なお従前の例による。